

堆肥散布による悪臭などの発生防止にご協力を

これから夏場にかけて、農地への堆肥散布の時期を迎えます。



堆肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。平成25年は、悪臭苦情が約40件寄せられました。

堆肥を使用する際には次の点に注意し、生活環境の保全と水質汚濁などの防止にご協力ください。

◆完熟堆肥の使用

十分発酵させ悪臭を伴わない完熟堆肥を使用しましょう。

◆散布後、直ちに鋤き込む

散布後、雨天により鋤き込みできないことのないよう、天候に注意しましょう。

◆生活環境に配慮を

特に住居や観光施設に近い農地に散布する場合は、生活環境に十分配慮し、悪臭はもちろんのこと、粉じん、ハエなどの害虫や汚水が発生しないようにしましょう。

◆過剰な堆肥散布をしない

地下水汚染の原因にもなる過剰な堆肥散布はやめましょう。

▼農政課

☎23局35417 FAX22局3817

▼環境政策課

☎23局3541 FAX23局0180

「悪臭関係工場等の届出」を

畜産事業を営む方は、県の条例で対象となる畜産事業者は、悪臭関係工場等の届出を毎年、行うことになっています。4月30日（水）までに必ず届け出てください。

なお、対象事業所には通知と届出書を郵送しましたが、まだ届いていない場合はご連絡ください。

▼対象Ⅱ次のいずれかに該当する事業所①豚房の総面積が50㎡以上②牛房の総面積が200㎡以上③鶏を3000羽以上飼育④うずらを2万羽以上飼育

▼環境政策課

☎23局3541 FAX23局0180

国民健康保険前期高齢者

医療費の窓口負担が変わります

前期高齢者（70歳から74歳までの方）の医療費の窓口負担は、特例措置により、これまで1割負担とされ

ていたが、平成26年度からこの特例措置が見直されることとなりました。

見直しにあたっての負担割合は表のとおりです。

※自己負担割合は、毎年8月に更新しますが、同じ世帯の70歳以上の方の国保加入状況などによって変更となる場合があります。変更になる方には、新しい負担割合の受給者証をお送りします。



☎23局2149 FAX23局0180

▼保険年金課

対象	医療費の窓口負担割合
昭和19年4月1日以前に生まれた方	これまでどおり1割 (一定以上の所得のある方はこれまでどおり3割)
昭和19年4月2日以降に生まれた方	誕生月の翌月(ただし、1日生まれの方はその月)から2割 (一定以上の所得のある方は3割)

精神障害者保健福祉手帳1級・2級への医療費助成範囲が拡大

4月1日から、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方に対し、これまで対象であった精神疾患の医療費に加えて、その他の治療にかかる病院や薬局などで受ける治療・薬などの医療費自己負担額（保険適用分）も助成されます。

※3月31日以前に診療した精神疾患以外の医療費は対象になりません。

▼助成範囲Ⅱ表のとおり ▼申請場所Ⅱ保険年金課、赤羽根市民センター、市民生活課（渥美支所） ▼申請に必要なものⅡ精神障害者保健福祉手帳、保険証、認印、口座のわかるもの（通帳など）、領収書（受診者氏名・診療点数等記載のもの）、高額療養費（付加給付）支給決定通知書（国民健康保険以外加入者で該当した場合のみ）

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者への医療費助成範囲

区分	改正前	4/1～
通院		全疾患 (病院、歯科、薬局などで受ける治療・薬等[保険適用分])
入院	精神疾患のみ	